

# 泉佐野市民の心と知識を豊かにする読書活動推進条例

## (目的)

第1条 この条例は、市民の読書活動を推進するため、基本理念を定め、市の責務及び学校、地域等における取組を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の知的で心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 児童等 学校等に在籍する乳児、幼児、園児、児童又は生徒をいう。
- (3) 図書館等 市立図書館及び市立公民館に設置する図書室をいう。
- (4) 学校図書館 市立の小学校及び中学校に設置する学校図書館をいう。
- (5) 視覚障害者等 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。
- (6) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等 点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍（電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、電子計算機を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものを含む。）をいう。

## (基本理念)

第3条 読書活動は、市民が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものであることから、市民一人一人が、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的及び容易に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、図書館等、学校等その他の関係機関及び民間団体との相互の連携の促進に努めるものとする。

(図書館等の機能の充実)

第5条 市は、図書館等の蔵書の充実、インターネットを利用した図書館等と学校図書館との間における図書の検索、貸借のための情報の共有等の読書活動の推進に必要な環境の充実に努めるものとする。

2 市は、図書館等において、読書活動を支援するため、読書活動の普及及び啓発、読書活動を通じた交流の機会の提供等の取組の実施に努めるものとする。

3 市は、図書館等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実及びその利用が円滑になされるための支援その他視覚障害者等による図書館等の利用に係る必要な整備に努めるものとする。

4 市は、市民と外国人が互いの異なる文化、生活習慣等の理解を深めるため、図書館等の外国語の資料、各国事情に関する資料等の充実及びその利用が円滑になされるための支援の充実その他外国人による図書館等の利用に係る必要な整備に努めるものとする。

(市民の取組)

第6条 市民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力をを行い、相互の交流に努めるものとする。

2 市民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第7条 学校等は、それぞれの学校等の特色及び児童等の発達段階に応じた読書活動の推進に努めるものとする。

2 学校等は、市が実施する読書活動の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域における取組)

第8条 図書館等、学校等その他の読書活動に係る機関及び読書活動を推進する団体等は、地域において相互に協力して、市民の図書館等の積極的な利用を促進するとともに、市民が読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

第9条 市が実施する読書活動の推進に関する施策及び市民、学校等及び地域における読書活動に関する取組については、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(読書活動推進月間)

第10条 読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年11月を市民の読書活動推進月間とする。

(財政上の措置)

第11条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。